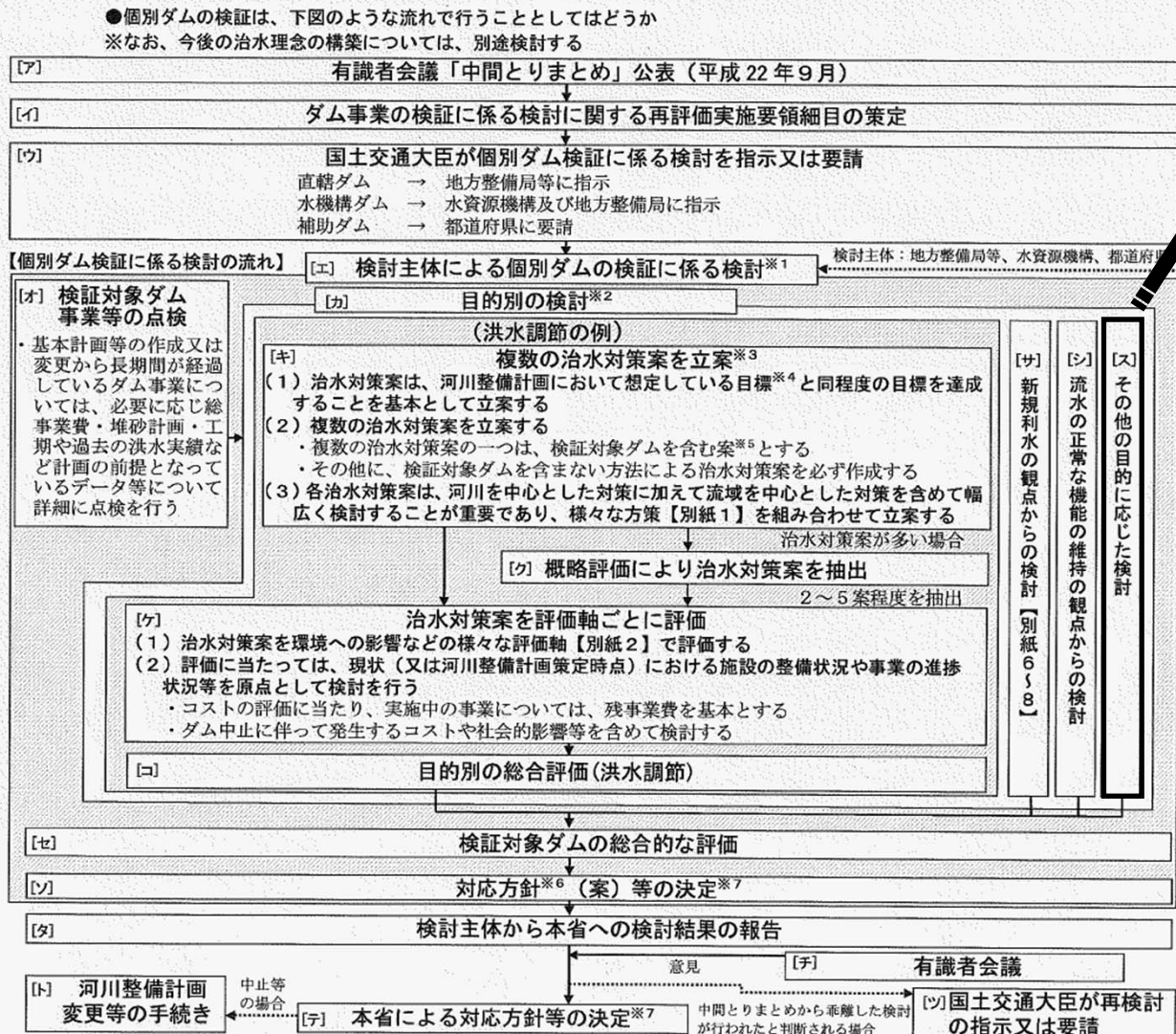


第12回 今後の治水対策に関する有識者会議「参考資料4抜粋」に加筆
 個別ダム検証の進め方等



参考資料4
 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目

第4 再評価の視点
 1 再評価の視点
 (2) 事業の進捗の見込みの視点、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点
 ④ 利水等の観点からの検討
 v) その他の目的に応じた検討
 洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。)等)については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。また、導水路に関する事業等についても、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて検討を行う。

【検証の進め方のポイント】
 検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める※8
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する※9。

※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。
 ※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。
 ※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。
 ※4 一般河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。
 ※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。
 ※6 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。
 ※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。
 ※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。
 ※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をする。

(案)

資料-4

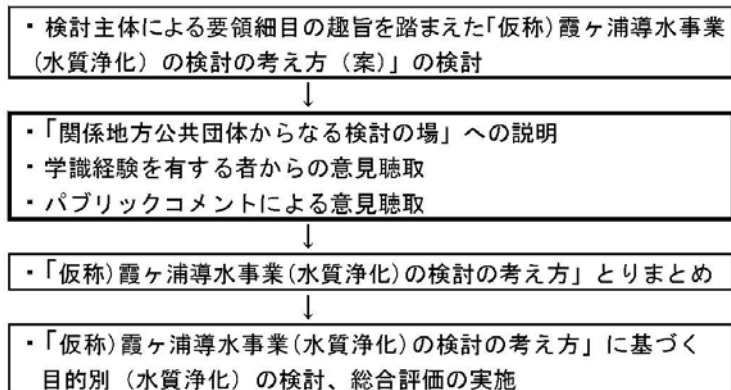
霞ヶ浦導水事業の今後の検討の進め方について

霞ヶ浦導水事業の検証検討は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「要領細目」という。)に基づき行う。

霞ヶ浦導水事業の目的(新規利水、流水の正常な機能の維持、水質浄化)別の検討は、新規利水については、要領細目第4の1(2)④i)~iii)に基づき検討を実施するものとし、流水の正常な機能の維持については、要領細目第4の1(2)④iv)に基づきii)の利水代替案やiii)利水に関する評価軸の関係部分を参考に検討を実施する。また、水質浄化については、要領細目第4の1(2)④v)に基づき要領細目の趣旨を踏まえ水質浄化の検討の考え方「仮称」霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」をとりまとめ、その考え方を基に検討を実施する。

なお、水質浄化の検討の考え方のとりまとめにあたっては、要領細目第4の1(2)①~③において洪水調節の観点から述べられた、「複数の治水対策案の立案」「概略評価による治水対策案の抽出」「評価軸」及び要領細目第4の1(2)④において新規利水の観点から述べられた「利水等の観点からの検討」の趣旨を踏まえ、「関係地方公共団体からなる検討の場」での検討、学識経験を有する者からの意見聴取及びパブリックコメントを行い検討主体が定めるものとする。

【参考：「仮称」霞ヶ浦導水事業(水質浄化)の検討の考え方」の検討プロセス】



1. 目的別の検討（水質浄化）の進め方

目的別の検討(水質浄化)

目的別の検討(水質浄化以外)

○ 複数の水質浄化対策案を立案

- (1) 複数の水質浄化対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を確保することを基本として立案する
- (2) 複数の水質浄化対策案を立案する
 - ・複数の水質浄化対策案の一つは、霞ヶ浦導水事業を含む案とする
 - ・その他に、霞ヶ浦導水事業を含まない方法による水質浄化対策案を必ず作成する
- (3) 各水質浄化対策案は、河川・湖沼を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い方策を組み合わせ検討する

